

給特法改正に基づく沖縄県公立学校における働き方改革推進計画 「みんなの学校！ピースフル・プラン」の位置付けについて

働き方改革推進課

令和6年3月に策定された沖縄県公立学校における働き方改革推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」（以下「現行計画」という。）を令和7年6月に一部改正された給特法第8条に基づく教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画として位置付けたことを報告する。

1 給特法による業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等

服務監督教育委員会には、文部科学大臣が定める指針に即した業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が義務付けられた。

また、地方公共団体の長及び関連部局や保護者・地域住民等と課題を共有し、取組の推進を図るため、毎年度、実施状況の公表及び総合教育会議での報告も義務付けられた。

2 現行計画の位置付け

業務量管理・健康確保措置実施計画の策定にあたり、既存の計画が、文部科学大臣が定める指針の内容に即している場合は、当該計画を活用できることになっており、本県の現行計画を確認したところ、指針に即した内容となっているため、現行計画を給特法第8条で義務付けられた業務量管理・健康確保措置実施計画として位置付けた。（令和8年1月6日教育長決裁）

3 現行計画の改定

現行計画が令和8年度末までの計画であることを踏まえ、次年度は、令和9年度以降の新たな計画の検討・策定等を行う。

4 参考資料

資料1 参照条文

資料2 現行プラン位置づけ（HP公表用）

資料3 指針改正のポイント

改正案

現行

(業務量管理・健康確保措置に関する指針の策定等)

第七条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置(次条において「業務量管理・健康確保措置」といふ。)に関する指針(次項及び同条第一項において単に「指針」といふ。)を定めるものとする。

2 (略)

(教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等)

第八条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画(以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」といふ。)を定めるものとする。

2 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標

二 業務量管理・健康確保措置の内容

三 その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

3 教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十一号)第一条の四第一項の総合教育会議をいふ。次項において同じ。)に報告するものとする。

4 教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するところにより、総合教育会議に報告するものとする。

5 都道府県の教育委員会は、市町村(特別区を含み、地方自治法第一百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。)の教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員に係る部分に限る。)の策定及びその円滑かつ確実な実施に際必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等)

第七条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針(次項において単に「指針」といふ。)を定めるものとする。

2 (略)

(新設)

1. 給特法等の内容

- 給特法第八条（教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等）
 - △ 教育委員会は、文部科学大臣の示す指針に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画を定めるものとする。
 - △ 当該計画には、①実施により達成しようとする目標、②措置の内容、③その他必要な事項、を定めるものとする。
 - △ 当該計画を定め、又は変更したときは、これを公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。
 - △ 当該計画の実施状況は、毎年度、公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。
 - △ 都道府県教育委員会は、市町村教育委員会に対し、計画の策定・実施に関する必要な指導・助言等に努めるものとする。
- 指針
 - △ 教育職員の時間外在校等時間について、上限時間の範囲内（時間外在校等時間月45時間以内、年360時間以内）にする水準の目標を設定すること。
 - △ 措置の内容については、「学校と教師の業務の3分類」等を踏まえ、地域の実情に応じて、計画的に推進することが重要と認められる措置に関する具体的な内容を記載すること。

2. 沖縄県の現状

- △ 令和6年3月に策定した、沖縄県公立学校における働き方改革推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」により、教職員が「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」を実感できる環境整備に向けて、令和6年度から、働き方改革を全県的に推進している。
- △ 当該プランでは、成績指標3において、教育職員の時間外在校等時間について、上限時間の範囲内（時間外在校等時間月45時間以内、年360時間以内）にする水準の目標が設定されている。
- △ 当該プランと併せて策定した、取組目標「私たちのピース・リスト2023」では、「人材確保」「教育DXの推進」「業務の役割分担・適正化」を三つの柱とし、地域の実情に応じた具体的な50項目（措置）を掲げ、令和8年度までを集中取組期間と位置づけて、働き方改革とメンタルヘルス対策の取組を一連的に推進している。

3. 現行プランの位置づけについて

- △ 当該プランは、給特法及び指針で示された、教育委員会が策定する業務量管理・健康確保措置実施計画の条件に即した内容となっている。
- △ 沖縄県では、現行の「みんなの学校！ピースフル・プラン」を給特法第8条で義務付けられた「業務量管理・健康確保措置実施計画」と位置付ける。
- △ みんなの学校！ピースフル・プラン」が令和8年度末までの計画である事を踏まえ、次年度は、令和9年度以降の新プランの策定に向けた検討を行う。

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他の教育委員会が監督する教育委員会が監督する教育職員の健康及び福祉の確保の措置に関する指針(改正)のポイント

別添 3-2

概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、服務を監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けた、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに位置づけるもの。

改正のポイント

1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上で基本的観点の追加

【働き方改革の目的】

- ・教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

【基本的観点】

- ・国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関する全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- 服務監督教育委員会は、本指針に即して「業務量管理・確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる

【目標】

- ・政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないとのとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

【在校等時間】

- ・「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

【上限時間】

- ・1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ・1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

5. 留意事項等

- ・実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはあってはならない
- ・業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳に慎む必要。仮に持ち帰りの実態がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める
- ・学校運営協議会の設置及び活用の推進
- ・都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- ・校長等の管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

4. 服務監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

【学校と教師の業務の3分類】

- ・今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアツプデートの上、本指針に位置づけ
① 学校以外が担うべき業務
② 教師以外が積極的に参画すべき業務
③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
- ・服務監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応じた運用に努め、管理職や職員相互の連携・協働、事務処理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等にも努める

【学校業務の適正化 等】

- ・標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業週数の実態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化、学校行事の精選
- ・放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む。)の、教育職員の勤務時間内での設定
- ・デジタル技術を活用した校務の効率化
- ・勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置 等)

【内容】

- ・実施計画には、4.に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等

教員が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置

学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不斷に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

登下校時の通学路における

放課後から夜間などにおける
校外の見回り、
児童生徒が補導された時の対応
学校徴収金の徴収・管理
(公会計化等)

6	調査・統計等への回答	学校への依頼を減らし、 デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
7	学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
8	ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	教育委員会との連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
9	学校プールや体育館等の施設・設備の管理	教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
10	校舎の開錠・施錠	副校長・教頭に固定せず、 機械警備、役割分担の見直し等を促進
11	児童生徒の休み時間における安全への配慮	地域住民等の支援や、輪番等を促進
12	校内清掃	児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
13	部活動	部活動の地域展開・地域連携を推進
14	給食の時間における対応	食に関する指導については、栄養教諭等が対応
15	授業準備	業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
16	学習評価や成績処理	補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に行なう。採点作業等の自動採点等のデジタル技術の活用を促進
17	学校行事の準備・運営	調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
18	進路指導の準備	就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
19	支援が必要な児童生徒・家庭への対応	専門スタッフとの協働等を促進

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行つ必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進についても、地方公共団体の実績が積極的に参画